令和6年度 解体工事に係る法令周知のための動画制作

仕 様 書

三 重 県

業務概要

1 業務名称 令和6年度解体工事に係る法令周知のための動画制作

2 履行期間 契約の日から令和7年3月21日(金)

3 納入場所 三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課

4 業務の目的

解体工事では発注から施工、最終的な廃棄物処理までの一連の工程に関連する廃棄物処理法のほか、建設業法、建設リサイクル法等による複数の法令による規制がなされており、これらの法令を事業者が理解し、遵守することが必要である。

三重県庁廃棄物監視・指導課で作成した「マンガでよくわかる!解体工事(元請編)(下請・収集運搬業者編)」のPR動画を制作して、なお一層の法令周知を図ることを目的とする。

5 業務の実施体制及び方法

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画(実施計画書、業務工程表等)を策定し、当課に提出する。
- (2) 受託者は事業の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (3) 受託者は、本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。
- (4) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

6 必要書類の提出

受託者は、業務契約後 14 日以内に三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導 課に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 実施計画書
- (2)業務工程表
- (3) 業務実施体制を示したもの
- (4) その他、当課が必要とする書類

7 業務スケジュール

スケジュールについては事業者提案によるものとするが、以下参考にスケジュール 案を示す。

(参考) スケジュール案

業務内容/月	9	10	11	12	1	2	3
契約	\rightarrow						
シナリオ作成	\rightarrow	\rightarrow					
関係機関等との調整		\rightarrow					
原案作成			\rightarrow				
描写・調整			\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
作品確認						\rightarrow	
完成検査							\rightarrow

8 業務内容

(1) PR動画の作成

ア 概要

- ・「マンガでよくわかる!解体工事(元請編)(下請・収集運搬業者編)」の PRアニメーション動画を作成する。動画はスライドショーや紙芝居的なア ニメーションではなく、フルアニメーション形式に近いものを採用するこ と。(最優秀提案の選定のプレゼンテーションを行う際、成果品のクオリティの参考となる制作物を上映すること。)
- ・作成する動画の内容は、「マンガでよくわかる!解体工事(元請編)(下請・収集運搬業者編)」の元請業者、下請負人兼収集集搬業者を主人公とすること。動画を見た者に「マンガでよくわかる!解体工事(元請編)(下請・収集運搬業者編)」を読みたいと思わせるオリジナルストーリーを創作すること。

イ 制作本数、動画制作時間

- PRアニメーション動画
 - 2分程度のものを2本(日本語1本、トルコ語1本)。
 - 2分程度のもののショートバージョンである 30 秒のものを 2本(日本語 1本、トルコ語 1本)、15 秒のものを 2本(日本語 1本、トルコ語 1本)。

ウ 言語・音響

- ・動画で言語を使用する場合は日本語、トルコ語をそれぞれ必須とすること。
- ・動画に込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の 挿入を行うこと。
- ・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源 を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要 な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行う こと。

エ その他

- ・動画制作にあたっては、新規制作を原則とすること。ただし、令和4年度に作成した「マンガでよくわかる!解体工事(元請編)(下請・収集運搬業者編)」(URL: https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0012900127.htm)は本県と協議のうえで、有効活用することが可能である。
- ・イラストの使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するな ど、著作権の問題が生じないようにすること。
- ・制作する動画は、事業終了後に本県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものとすること。
- ・制作する動画は、ウェブページや Youtube、Facebook、Instagram、Tver などの動画共有サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式のもの、及びプレイヤーによる再生可能形式のものとすること。また、Youtube、Facebook、Instagram、Tver などの動画共有サービスの利用規約を遵守し、アップロード可能なものとすること。
- ・1カ月に1回以上、進捗状況が分かる資料(シナリオ案等)を使用し、発注者と協議を行うこと。また、追加予算なしに修正等に応じること。
- ・関係する法令(建設業法関係、廃棄物処理法関係、大気汚染防止法、建設リサイクル法等)の理解に努めること。関係部署、関係団体(合計約10部署・団体を想定)にヒアリング等の確認を行う場合があるため、その場合は発注者指示のもと対応すること。
- ・動画制作にあたっては、完成までに三重県において動画を確認できる機会を 設け、三重県の意見を反映させることができるようにすること。
- ・令和4年度に作成した「マンガでよくわかる!解体工事(元請編)(下請・収集運搬業者編)」に係るAIデータを提供することは可能。なお、著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、三重県に譲渡されている。また、著作権を譲渡された著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとなっている。
- ・人権やコンプライアンスに留意すること。

(2) チラシの作成

ア概要

・作成した動画を三重県庁廃棄物監視・指導課がインターネット上にアップロードした後、その動画の2次元コードを記載したチラシ(A4両面フルカラー光沢紙)及びチラシデータを2種類(日本語、トルコ語)作成すること。なお、チラシデータはPDF化する前の電子ファイル及びPDFファイルとし、データを保存したDVD等の電子媒体を納品すること。

イ 言語

・言語は日本語、トルコ語をそれぞれ必須とすること。

ウ その他

- ・チラシの作成にあたっては、完成までに本県において動画を確認できる機会 を設け、本県の意見を反映させることができるようにすること。
- ・三重県庁廃棄物監視・指導課がインターネット上にアップロードする作業の際、不都合があった場合、対応すること。

9 成果品の提出

(1) PR動画の作成

制作した動画等をウェブページや Youtube、Facebook、Instagram、Tver の動画 共有サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式でDVD等の電子媒体に記 録して納品すること。その際、サムネイル画像も制作して納品すること。

• 成果物

提出期限:令和7年2月28日

提出部数: DVD等の電子媒体2個

(2) チラシ及びチラシデータの作成

• 成果物

提出期限:令和7年3月21日

提出部数: DVD等の電子媒体2個

チラシ印刷物 (日本語・A4両面フルカラー光沢紙) 3,000 枚 (トルコ語・A4両面フルカラー光沢紙) 500 枚

(3) 事業実績報告書

制作した動画の内容等に係る事業実績報告書を提出すること。

• 事業実績報告書

提出期限:令和7年3月21日

提出部数:2部

10 その他特記事項

- (1) 本業務を実施に必要となる資機材や人員にかかる費用については、本業務に含むものとする。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを 知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに 規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻 案等により発生した二次的著作権は、三重県の検査に合格した時をもって、

- 三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。また、受託者は本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権の侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (6) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、 納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議 を行うこと。
- (7) 受託者が(6)のイまたはウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件 関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、三重県物件関係 落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (8) 県から内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること(必要に応じて来庁すること)。
- (9) 委託期間が終了した後においても本県が本仕様書に係る成果品や調査内容 について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って応対するこ と。